

笑む笑む会居宅介護支援事業所 運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 一般財団法人延岡市高齢者福祉協会が開設する笑む笑む会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 3 事業所は、「延岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を定める条例の内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 笑む笑む会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 延岡市中川原町2丁目4591番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員と兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 1名(管理者と兼務)
- (3) 介護支援専門員 1名以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(但し、祝祭日と12月29日～1月3日は除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談・利用申込

事業所内及び利用者又はその家族宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために課題分析を行う方式については、書式化されたアセスメント方式等とする。

(3) サービス担当者会議

利用者の居宅、その他必要と認められる場所において開催する。

(4) 居宅訪問

月 1 回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面談する。

(5) モニタリングの結果記録

月 1 回以上モニタリングの結果を記録する。

2 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

3 第 7 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

(1) 延岡市(但し、北方町・北浦町・島浦町・北川町を除く)

(事故発生及び緊急時の対応)

第 8 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行なう。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

4 利用者の居宅を訪問中に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の家族、主治医、関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(苦情処理)

第 9 条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第 11 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設け適切な居宅介護支援が行えるよう、業務体制を整える。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩しない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩させないため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏洩しない旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般財団法人延岡市高齢者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年 3月 1日から施行する。

この規程は平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 2年 9月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。